

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆ こども家庭審議会(第6回)が開催される(こども家庭庁) ..... 1
- ◆ 【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について  
(こども家庭庁) ..... 2
- ◆ 処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)(第1版)が公表される  
(こども家庭庁) ..... 3

## ◆ こども家庭審議会（第6回）が開催される（こども家庭庁）

令和7年4月25日、こども家庭審議会（第6回）が開催されました。こども家庭審議会は、内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問機関として、こども家庭庁設置法に規程されています。

この度の審議会では、内閣総理大臣の諮問事項として「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」が示され、今後、この諮問を受ける形で「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」の3指針・要領の改訂に向け検討会が設置され、検討が進められることとなります。

具体的な諮問内容については、下記のとおりです。

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のない子どもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人の子どもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。

- 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策についてどのように考えるか。

また、「こどもまんなか実行計画 2025」の素案が示され、6月に公表される「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）までに改定が進められます。

素案のなかで、保育分野に関わる事項として、下記が示されています。

- 「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進
- 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
- 特別な配慮を必要とするこどもへの支援
- 幼児教育・保育の質の向上
- 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・待遇改善

さらに素案では、前述の「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」について、こども家庭庁と文部科学省が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障するため、これらの改訂に向けた議論を進めています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>会議等>こども家庭審議会>こども家庭審議会（第6回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/3ceb48ed>



## ◆ 【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（こども家庭庁）

令和7年4月25日、保育人材の確保等に関する体制の整備および虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この度の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報が義務化されるとともに、保育人材確保等に対する体制の整備を図るために保育士・保育所支援センターの法定化が実施されます。また、国家戦略特別区域に限り認められていた3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業について全国展開されることとなりました。改正法は、一部の規定を除き、令和7年10月1日から施行されます。

施行にあたっては、衆議院、参議院とともに付帯決議が採択されており、保育士の確保が

困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善や保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化等が含まれています。

こども家庭  
こども家庭

### 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

**法案の趣旨**

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

**法案の概要**

**(1) 保育士・保育所支援センターの法定化** 【児童福祉法】  
現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

**(2) 保育の体制の整備に係る特例の一般制度化** 【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】  
① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。  
② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

**(3) 虐待対応の強化** 【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】  
① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。  
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。  
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館  
② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。  
③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

**施行期日**

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

1

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>政策>児童虐待防止対策>令和7年4月に成立した改正児童福祉法について（児童虐待防止対策関係）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/Revised-Child-Welfare-Actr7>



## ◆ 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第1版）が公表される（こども家庭庁）

令和7年5月1日、処遇改善等加算に関するFAQ（第1版）が公表されました。このFAQは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（通知）において示された、処遇改善等加算I・II・IIIが一本化された（No.25-04既報）ことにともない、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成されたものです。対象職員や要件、賃金改善額の算出方法の分類に基づき、よくある質問に対する回答がまとめられています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>政策>子ども・子育て支援制度 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第1版）（PDF／152KB）

[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501\\_policies\\_kokoseido\\_117.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501_policies_kokoseido_117.pdf)

